

# 平成25年第12回葛巻町議会定例会会議録（第1号）目次

平成25年6月11日

【開会】	1
諸報告	
・ 例月現金出納検査報告書の配付	
・ 出張報告	
・ 職員紹介	
【会議録署名議員の指名】	2
日程第1 会議録署名議員の指名	
【会期の決定】	2
日程第2 会期の決定	
【陳情第6号審査付託】	2
日程第3 陳情第6号 「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求め る意見書」に関する陳情書	
【報告第1号・報告第2号上程、報告】	3
日程第4 報告第1号 平成24年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	
日程第5 報告第2号 平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出 予算の繰越額の使用計画の報告について	
【議案第1号～議案第10号上程、説明】	5
日程第6 議案第1号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に 関し承認を求めることについて	
日程第7 議案第2号 平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）	
日程第8 議案第3号 葛巻町税外徴収等に関する条例の一部を改正する条例	
日程第9 議案第4号 葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
日程第10 議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
日程第11 議案第6号 常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
日程第12 議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部を改正する条例	
日程第13 議案第8号 葛巻町定住促進住宅条例	

日程第14 議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第15 議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについて

【 一般質問 】

日程第16 一般質問

1 1番 柴田 勇雄 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(1) 岩手国体に向けた町の取り組み姿勢について

(2) ラジオ難聴地域解消策の進捗状況について

2 5番 山岸 はる美 さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

(1) 就学前教育の充実について

(2) 住宅整備の町の取り組みについて

平成25年第12回葛巻町議会定例会会議録 第1号 (本会議)

告示年月日	平成25年5月22日(水)					
招集年月日	平成25年6月11日(火)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成25年6月11日～平成25年6月18日 8日間					
会議の月日	平成25年6月11日(火) 開会10時00分 閉会13時27分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員  (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6		
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	1番	柴田 勇雄		5番	山岸 はる美	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局総務係長	遠藤 政明	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	村木 淳一
	教育長	中田 直雅	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員	馬 渕 文雄	病院事務局長	岩泉 宇昭
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	住民会計課長	上小路 隆男	総務企画課財政係長	大川原 洋一
健康福祉課長	鳩岡 修			

( 開会時刻 10時00分 )

議長 ( 中崎和久君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、平成25年第12回葛巻町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、今日の会議を開きます。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

日程に入るに先立ち、諸報告をします。

例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配付しています。ご参照願います。

次に、出張報告をします。

4月22日から23日まで、輝くふるさと常任委員会行政視察研修及び平成25年度葛巻町議会政務調査会定期総会出席のため、宮城県に出張しました。

4月24日から25日まで、平成25年度岩手郡町村議会議長会通常総会出席のため、栗石町に出張しました。

4月25日、岩手県副知事表敬訪問のため、盛岡市に出張しました。

4月27日、第31回平庭高原の夕べ出席のため、久慈市に出張しました。

5月27日から29日まで、全国町村議会議長会議長・副議長研修会出席のため、東京都に出張しました。

これで出張報告を終わります。

なお、平成25年第10回葛巻町議会定例会から本日までにおいて、葛巻町議会会議規則第120条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配付した資料のとおりですので、これを報告します。

次に、副町長から発言の申し出があります。

去る4月の町職員の人事異動後、初めての議会でありますことから、職員の紹介をしたいということですので、これを許します。

副町長。

副町長 ( 觸澤義美君 )

ご苦勞様でございます。

4月の異動によりまして、課長等の異動がありましたので、皆さんにご紹介をさせていただきます。

議員席から向かいます、左の席から紹介いたします。健康福祉課長の鳩岡修です。次に、農林環境エネルギー課長、山下弘司。次に、建設水道課長、村木淳一。次に、向かいます右側の席を紹介させていただきます。病院事務局長、岩泉宇昭。

以上で、紹介を終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

## 議長（中崎和久君）

これで、副町長からの職員紹介を終わります。

以上で、諸報告を終わります。

これから、今日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、葛巻町議会会議規則第119条の規定により、議長から、1番、柴田勇雄君、5番、山岸はる美さんを指名します。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期について、本定例会の招集に当たり、5月31日に議会運営委員会が開かれております。

その協議結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、小谷地喜代治君。

## 議会運営委員長（小谷地喜代治君）

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の会議結果について、報告します。

本定例会の招集に当たり、5月31日12時40分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、議事日程等について協議しました。

その結果、会期は本日6月11日から18日までの8日間とし、会期内の日程は議長がお手元にお示ししている日程のとおりです。

議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

## 議長（中崎和久君）

これで、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日11日から6月18日までの8日間としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの8日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しました会期日程案のとおりです。ご承知願います。

次に、日程第3、陳情第6号、「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書については、議会運営委員会の協議を踏まえ、輝くふるさと常任委員会に審査を付託したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は、輝くふるさと常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、陳情第6号、「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書については、今会期中に審査を終え、6月18日の最終本会議で、委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は、6月18日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

次に、日程第4、報告第1号、平成24年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第5、報告第2号、平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告についての2件について、一括で説明を求めることにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号及び報告第2号について、一括で説明を求めることに決定しました。

順次、説明を求めます。

総務企画課長。

#### 総務企画課長（村中英治君）

ご苦勞様でございます。

それでは、議案集の1ページをお願いいたします。

報告第1号、平成24年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

次のページをお願いいたします。

計算書でございますが、今回の繰越事業は、全部で15事業となっております。3月最終の臨時議会におきまして、繰り越しのご承認をいただいている15事業でございます。

15事業のうち、11事業が発注済みでございますし、1事業が完了してございます。また、今後発注のものが3件となっているものでございます。

まず、2款、総務費の総務管理費でございますが、この中の二つ目、定住促進住宅整備事業につきましては、工事を終えているところでございます。

また、今後、発注予定のものでございますが、一番上にございます公共施設長寿命化等調査事業は、現在、発注のための準備をしようとしているところでございまして、7月ころに発注を予定しているものでございます。

それから、4款、衛生費の二次救急医療事業でございますが、これは国の補正予算に絡む事業でございますが、これは負担金の支出をする事業でございますので、12月ころの予定となっております。

それから、8款、土木費の住宅費、町営住宅整備事業でございますが、これにつま

しては、今月から来月にかけて設計等の発注を予定しているものでございます。

一番下の災害復旧事業費がございまして、それ以外のものについては、現在、発注しているものでございます。

一番最後の災害復旧費でございまして、公共土木施設災害復旧事業でございまして、繰越事業は21カ所の工事となっておりますが、うち発注済みが9カ所、今後の発注が12カ所となっております。

今後の発注につきましては、新年度の事業等もございまして、その中で平準化も図りながら、なるべく早期に発注をしていくということで進めているところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### 議長（中崎和久君）

次に、病院事務局長。

#### 病院事務局長（岩泉宇昭君）

ご苦労様でございます。

報告第2号、平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について、ご説明申し上げます。

平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものです。

4ページをお開きください。

平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書。

この繰り越しは、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。

平成24年3月7日開会の町議会3月定例会において、1款、資本的支出、1項、建設改良費、医師住宅整備事業費として15,000,000円を予算計上したのですが、説明の欄にありますように、既存建物、旧看護師宿舎等の解体及び設計に日数を要したことによるものでございます。つきましては、予算計上額全額を繰り越したものでございます。

なお、本体工事は、平成25年1月21日発注、5月1日完成、5月2日に工事完成検査を実施し、既に医師にはご入居いただいております。

以上のとおり、ご報告申し上げます。どうぞよろしくご理解を賜りたいと存じます。

#### 議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

日程第4、報告第1号、平成24年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第1号、平成24年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

次に、日程第5、報告第2号、平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第2号、平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告についてを終わります。

次に、日程第6、議案第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてから、日程第15、議案第10号、財産の取得に関し議決を求めることについてまでの10議案を一括議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第10号までの10議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

#### 総務企画課長（村中英治君）

それでは、順次ご説明を申し上げます。

議案集をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

議案第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。

今回、地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布、4月1日施行されたことから、議会を招集する暇がなく、やむを得ず専決処分としたものでございます。よろしくをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

3月31日付の専決処分書でございます。

次のページをお願いいたします。それと、議案資料の1ページも併せてお開きいただきまして、同時にご覧いただきながら、説明を申し上げたいと思います。

まず、議案の方でございますが、一つ目の寄附金税額控除の関係の35条の7でございます。

ふるさと納税等の寄附金をした場合には、所得税から税額控除が行われますが、そこから引き切れなかった分がある場合には、住民税から更に控除できるというような規定になるものでございます。



これにつきまして、今年度から震災復興特別所得税というものが設けられまして、今後25年間継続するわけですが、この部分についても、この控除額の対象とするという趣旨の読み替え規定等を挿入する改正でございます。

次に、54条でございます。固定資産税の納税義務者等の関係でございますが、括弧書きの部分が削除になるものでございます。

これにつきましては、緑資源機構あるいは農用地開発公団の事業について、法的に3月31日をもって廃止になったということで、ここの部分が削除されるものでございます。

次のページをお願いいたします。

8ページの119条でございますが、こちらにつきましても、先ほどと同様の趣旨で、特別土地保有税の納税義務者の関係で、緑資源機構等の関係が削除になるものでございます。

次のページをお願いいたします。

130条の2でございます。国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額という部分の条項でございます。

これにつきましては、資料の3ページの上のところに(4)ということで資料もございしますが、高齢者の夫婦世帯等で、75歳になりますと後期高齢者の方に移るわけですが、そうした場合には、国保の方にも1人の単身世帯というような形になりまして、国保税が負担としては増えるという部分がありまして、後期高齢者医療制度が導入された際に、国保の平等割については5年間半額にするという経過的な規定が盛り込まれてございしますが、今後、この対象から外れる方が出るということで、5年目から8年目以降の方については4分の1を軽減するという規定が新たに盛り込まれるものでございます。ここにもございしますが、特定継続世帯という名称がついてございまして、24,000円から18,000円ということで、2分の1から4分の1の軽減というようにはなりますが、さらに引き続き軽減をしていくという規定を盛り込むものでございます。

同様に、次の132条の3につきましても、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割についての規定でございますが、これについても同様に特定継続世帯という項目を設けまして、4分の1の軽減を3年間継続するというものでございまして、次のページにもわたってございしますが、所得の段階に応じて軽減額が違いますが、そういった趣旨の改正となっております。

次に、11ページをお願いいたします。

附則の関係でございますが、延滞金の割合等の特例の規定でございます。3条の2でございます。

これにつきましては、資料の3ページに(5)の納税環境の整備という項目でございしますが、延滞金等につきましては現在の規定は、滞納があった場合には14.6パーセントの延滞金というのが原則になってございます。資料の方をご覧いただきたいと思いますが、1カ月以内に納付した場合には7.3パーセントに軽減をされておりまして、還付加算金についても、還付する場合には7.3パーセントの加算金を付して還付をするというのが本則の制度でございしますが、現在は、この部分のうち、1カ月以内に納付したも

のについては4.3パーセント、還付加算金についても4.3パーセントというように、現在の利率が低い状況に合わせて、特例的に下げている状況にございますが、これを、今回、国の所得税等、税の関係で改正になってございまして、それに併せて地方税法についても改正になったところでございます。

その改正内容でございますが、特例基準割合という新たな言葉になりますが、昔の公定歩合に相当するようなものでございますが、それにつきまして、毎年、財務大臣が告示を1年に1回するという事で、その額に7.3パーセントを加えた額が延滞金の率になるということで、現在、特例基準割合が2.0となつてございまして、実際には9.3パーセントに、それから1カ月以内に納付した場合には1パーセントを加算してということで3パーセント、それから、還付加算金につきましては、そのまま特例基準割合、現在は2パーセントでございますが、こういったように、現在の利息の状況等に合わせ見直しを、本則ではございませんが、経過措置として見直しをするという内容になっているところでございます。

次に、議案の方の13ページをお願いいたします。

中程に、7条の3の2というところがございます。これにつきましては、資料の1ページをご覧いただきたいと思ひます。

1ページの④、下の方になりますが、現行と改正後の表がございまして、そちらのところを見ながら、ご説明を申し上げます。

住宅ローンの控除が、新築をした場合にはあるわけでございますが、現行につきましては、25年12月31日までに居住したのものについて、5パーセントを限度額として、97,500円を限度に控除を受けられるというものでございまして、これが35年度までの措置でございますが、これは本文の方をご覧いただくと分かりますが、これを39年度までの4年間延長するというところでございます。

改正後につきましては、居住年でいきますと、29年12月31日までに住んだ場合というように延びますし、現在、限度額が5パーセントとなっているものについて7パーセントに、2パーセント引き上げになるという、そういう期間を延長した上で、限度額も2パーセント拡大するという、そういう内容の改正となっているところでございます。

以下、13ページ以降の改正につきましては、東日本大震災等に関わる改正等の内容になってございまして、その部分については説明を省略させていただきたいと思ひます。

17ページに附則がございまして、

18ページに第1条となつてございまして、

この条例につきましては、25年4月1日からの施行ということになってございまして、先ほど、ご説明申し上げました、固定資産税あるいは特別土地保有税の関係、あるいは国保の軽減、平等割等の軽減の関係については4月1日から既に施行されているものでございまして、それ以外のものについては、来年の1月1日、再来年の1月1日に施行されるもの等がございまして、それについては、資料の方に条文ごとに施行日を記載してございまして、そちらの方をご確認いただければと思ひます。

それから、第2条が延滞金に関する経過措置でございまして、

延滞金につきましては、平成26年1月1日以後の期間に対応するもの、発生するものから対象にするというようになっているところでございます。

以上が、議案第1号の関係でございます。

次に、議案第2号をお願いいたします。

別冊の補正予算書の方をご覧いただきたいと思っております。

議案第2号でございます。平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正予算案につきましては、農業施設等管理経費、あるいは協働のまちづくり推進事業経費、基金の積み立ての増額並びに小学校管理経費の減額などが主な内容となっておりますところでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。

予算の総額に301,037,000円を増額いたしまして、予算の総額を5,401,547,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書の総括でございます。

まず、6ページの歳出でございます。

主な補正の内容でございますが、2款、総務費で288,190,000円でございます。6款、農林水産業費で17,140,000円でございます。10款、教育費で15,142,000円の減額となっているものでございまして、合わせまして301,037,000円の増額とするものでございます。

前のページをお願いいたします。

これに伴います財源の関係でございますが、主なものとして、17款の繰入金で112,300,000円の減とするものでございますし、18款の繰越金が403,381,000円の増とするものでございます。

それでは、9ページをお願いいたします。

9ページからが歳出の事項別でございます。下の方になりますが、6目の企画費でございます。17,062,000円の増額とするものでございます。

一つ目の企画管理経費でございますが、補助金でございます。バス路線運行拡大支援対策費として650,000円を増額するものでございます。

これにつきましては、4月から100円バスということで新規事業をお願いしてございますが、白樺号あるいは県北バスでございますが、一旦全額をお支払いいただいて、役場の方で補助金として交付する部分につきまして、月額50,000円程度というように予算計上してございましたが、実際には、5月の実績で100,000円を超えてございますので、そういった観点から、月100,000円程度の見込みで増額をお願いするものでございます。

それから、二つ目、協働のまちづくり推進事業経費でございます。補助金でございます。人と環境にやさしいコミュニティ拠点づくり事業費でございます。

自治会等が整備いたしました地区公民館について、太陽光発電施設の設置、あるいはトイレの水洗化等を含む事業を実施した場合の助成について新規事業としたものでござ

ございますが、当初1カ所計上してございましたが、現在、協議がある程度進んでいる部分で3カ所の要望がございますので、2カ所分を追加して計上をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

自治総合センターのコミュニティ助成金でございます。

宝くじの助成の関係でございますが、今回2カ所申請いたしまして、2カ所とも認められてございます。橋場生活改善センター運営委員会の関係、施設内のテーブル、イス等の備品等でございますが、それから、もう一つは、馬淵川源流太鼓の会の太鼓等の整備の関係、この二つが採択されてございまして、橋場の関係が2,500,000円、馬淵川源流太鼓の関係が2,300,000円、合わせて4,800,000円となっているところでございます。

次に、10目、基金管理費でございますが、270,000,000円の補正でございます。

内訳でございますが、地域づくり振興基金に170,000,000円、公共施設等整備基金に100,000,000円を積み立てしようとするものでございます。これによりまして、地域づくり基金につきましては、残高が673,830,000円、公共施設の関係につきましては2,020,109,000円となる見込みのものでございます。

次に、4款、衛生費の2目、予防費でございます。1,000,000円の増額でございます。

委託料として、任意予防接種業務で700,000円、補助金といたしまして、麻疹風疹ワクチン接種助成ということで300,000円、合わせて1,000,000円でございますが、昨年からの全国的な風疹患者等の増加に対する対策ということで、予防接種に対する助成を行うものでございます。

接種費用8,260円のうちの5,000円を助成しようとするものでございまして、対象となるのは24歳から49歳の方々に、接種を受けていない方々になるものでございます。

次に、6款、農林水産業費の関係でございます。5目の畜産業費で1,100,000円の増額補正でございます。

③の補助金、最後のところですが、牛乳消費拡大普及事業費800,000円でございます。これにつきましては、葛巻高校の生徒に牛乳を無償提供するための経費を助成するものでございます。葛巻高校と実施方法等について協議等が整ったことから、新規事業として実施をしようとするものでございます。

次が、一番下の8目、農業施設管理費でございます。12,000,000円の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

くずまき交流館プラトーのボイラー等の修繕工事、12,000,000円でございます。

理由でございますが、ボイラーにつきましては、今回、不具合等が生じておりまして、給湯能力が低下しているということ、それから、キュービクルにつきまして油漏れが発生して、緊急の修繕が必要となったことから、お願いをするものでございます。

次に、林業費の関係でございますが、6目、林業施設管理費でございます。3,840,000円の増でございます。

二つ目の、七滝山村広場管理経費でございます。単独事業費の工事費でございます。七滝山村広場遊歩道の改修工事、3,000,000円でございます。

今回、雪解け後の現地確認等によりまして、木柵、階段等の傷みが激しく、危険な状態にもあることから、緊急に修繕を行おうとするものでございます。

次に、7款、商工費の2目、商工振興費でございます。4,220,000円の増額をお願いしようとするものでございます。

補助金でございます。商店等設備更新支援事業費、4,000,000円でございます。

これにつきましても、今年度の新規事業でございますが、既に4件、1,300,000円について補助金交付済みとなつてございまして、現在、申請中のものが5件ございますし、今後も申請が見込まれるということで増額をお願いするものでございます。

次のページの一番下になりますが、8款、土木費の1目、住宅管理費でございます。1,300,000円の減とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

町営住宅整備事業調査設計業務、3,000,000円を減とするものでございます。

これは、小屋瀬の住宅の関係でございましたが、これにつきましては、国の補正予算の対象になるということで、そちらの方にも計上いたしまして、繰り越しをしているところでございます。当初は新年度、元々計画していたものでございましたので、両方に計上されていたものでございますので、新年度分について減額をしようとするものでございます。

次に、補助金でございますが、生活再建住宅支援事業費、1,700,000円でございます。

東日本大震災で被災した住宅の再建を支援する県の事業でございます。

これについては、新築も対象となりますが、補修、あるいは改修、改修には耐震化、バリアフリー化、県産材の使用というような部分がございます。もう既に工事が終わっているものにも、さかのぼって対象になるということで、町内にも改修の対象住宅があるということで、1件分について予算計上させていただくものでございます。

次に、9款、消防費でございます。

2目の非常備消防費でございます。1,550,000円の増額でございます。

今回、宝くじの消防関係の助成を2件申請してございましたものについて、採択をいただいているところでございます。

一つ目が、備品購入費でございますが、こちらの方が、消防団に対するもので1,000,000円が採択になってございます。これはワンタッチのテントでございまして、4張ほど、それから、テーブル等を整備して使用するものでございます。

それから、二つ目の補助金、500,000円でございますが、こちらの方は婦人消防協力隊の関係でございまして、訓練用の煙体験用のテント、それから、そのための煙を出す装置等を購入して、訓練のために役立てようとするものでございます。

次に、10款、教育費の関係でございます。

次のページの3目、高等学校振興費、1,000,000円の増でございます。葛巻育英奨学会に対して1,000,000円を助成するものでございますが、これにつきましては、歳入でも出てまいりますが、茶屋場にお住まいの今野國夫氏から指定寄附ということで頂戴をしておりますので、それを基に助成をするものでございます。

次に、小学校費の1目、学校管理経費でございます。7,300,000円の減とするもので

ございます。耐震診断業務7,300,000円の減でございます。

これにつきましても、国の補正で24年度繰越事業として、小屋瀬小学校、吉ヶ沢小学校の校舎の耐震診断について、繰越事業として既に着手してございますので、当初計上した分について減額をしようとするものでございます。

次の、中学校費の1目、学校管理経費でございますが、こちらは次のページにまたがってございますが、耐震診断業務、同じく江川中学校の校舎、体育館の関係ですが、これにつきましても繰越事業でということで、減額をさせていただくものでございます。

それから、保健体育費の学校給食費、2目、学校給食費の関係で、300,000円の補正でございます。

これにつきましては、新規事業として、まるごと葛巻もりもり給食提供事業ということで実施を予定しているものでございます。くずまき高原牛たっぷりビーフカレーというメニューを年3回、各学期1回程度提供しようとするものでございまして、単価の差額部分について材料費の助成を町でしようとするものでございます。

それでは歳入、7ページの方にお戻り願います。

歳入でございますが、13款、国庫支出金の3目、土木費国庫補助金でございます。

1,500,000円の減額でございますが、町営住宅の関係の財源でありました社会資本整備総合交付金についても、歳出同様、減額をするものでございます。

それから、16款の寄附金でございますが、2目の総務費寄附金、1,000,000円の補正でございます。先ほどお話申し上げました、今野國夫氏からの指定寄附でございます。

それから、次に、17款、繰入金でございます。6目、公共施設等整備基金繰入金、17,000,000円の減額でございます。

これにつきましても、小中学校の耐震診断の財源として取り崩しをしてございましたが、歳出の減に伴って繰入金も全額減とするものでございます。

次に、7目、地域づくり振興基金繰入金でございますが、こちらにつきましても、95,300,000円の減とするものでございます。

こちらにつきましては、公共施設等の解体撤去費の50,000,000円、あるいは消防団員等の装備品の整備事業の20,000,000円、その他5件ございますが、これらについて基金からの繰り入れを取りやめるものでございます。

次のページをお願いいたします。

18款、繰越金でございます。1目の繰越金でございますが、補正額が403,381,000円の増となるものでございます。

次に、19款、諸収入でございます。5目の雑入でございますが、6,300,000円の補正となるものでございます。

いわゆる宝くじ助成の関係の歳入でございます。先ほどご説明申し上げました、橋場のセンター、源流太鼓、消防団、それから、婦人消防協力隊、4件合わせまして6,300,000円となるものでございます。

それでは、議案第3号をお願いします。議案集の方をお願いいたします。

19ページでございます。

葛巻町税外徴収等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

地方自治法 231 条の 3 によりまして、地方自治体は税外収入についても、条例により手数料や延滞金を徴収できることとされてございます。この延滞金は、解釈上、地方税の延滞金と同額にすることが適当というようにされているところでございます。これに基づきまして、町の条例を改正しようとするものでございます。

改正の中身でございますが、先ほど、町税のところの説明を申し上げましたものと同じ内容でございます。

資料の 5 ページをお願いいたします。

5 ページの表がございまして、先ほど、ご覧いただきました表と同じような内容になっているところでございます。

それでは、議案第 4 号をお願いいたします。

20 ページでございます。

葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

先ほどの税外徴収条例と内容的には同じものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、議案第 5 号をお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

資料の 7 ページをお願いいたします。

議案第 5 号、6 号、7 号関係の資料となつてございますので、まとめてご説明を申し上げたいと思ひます。

改正の概要でございます。

趣旨でございますが、地方公務員の給与改定に関する取り扱いにつきまして、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律、これの制定趣旨を踏まえまして、地方交付税減額の措置等が執られる中、所要の財源を確保し、住民サービスに影響を及ぼせることなく、安心して暮らせるまちづくりを着実に推進するために、次のとおり給与を減額して支給しようとするものでございます。

減額措置の期間は、平成 25 年 7 月 1 日から 26 年 3 月 31 日までとするものでございます。

改正の内容でございます。

まず、一般職についてでございます。

給料の月額についてでございますが、一律 3.6 パーセントを減額しようとするものでございます。

平成 24 年度のラスパイレス指数が 103.6 となっているところでございます。100 を超える部分の 3.6 パーセントを減額しようとするものでございます。

ただし、医師にかかる給与月額につきましては、医師確保対策等の重要性を踏まえ減額をしないものでございます。

下の表でございますが、職員 1 人当たりの平均でございますが、月額で 11,200 円の減となるものでございますし、年額では 100,800 円の減となるものでございます。全職員の合計では、全体で 13,851,000 円の減額となるものでございます。

次に、手当の関係でございます。

給料月額の減額によりまして、連動的に削減になるもの等がございます。定率による手当でございますが、それらについても、併せて3.6パーセントカットした額に対するもので支給しようとするものでございます。

管理職手当を除くとなっておりますが、管理職手当につきましては、既に行政改革等で20パーセント削減を行っているところでございますので、除いたところでございます。

それから、二つ目でございます。

常勤特別職の関係でございます。

こちらにつきましても、一律3.6パーセントを減額しようとするものでございます。この表のとおりでございますが、三役合わせまして、年の減額が568,296円となるものでございます。

それから、期末勤勉手当については、今回、規定には盛り込んでございませんが、支給月の12月までに検討を踏まえながら、今後、対応してまいりたいというように考えているところでございます。

それでは、議案の21ページをお願いいたします。

ただいま説明を申し上げました改正の概要に基づきまして、一般職の職員の給与に関する条例の附則に1項を加える改正となっておりますが、内容は今ご説明申し上げたようなものでございます。

附則でございますが、平成25年7月1日から施行するものでございます。

次のページ、議案第6号をお願いいたします。

23ページでございます。

常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましても、附則に第5項を追加いたしまして、先ほど、ご説明申し上げましたような、3.6パーセントを減額しようとする内容でございます。

施行についても、7月1日でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第7号でございます。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましても、附則に1項を追加いたしまして減額をしようとするもので、同様の内容となっているところでございます。

施行日に関しても、7月1日でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第8号でございます。

葛巻町定住促進住宅条例の制定をお願いするものでございます。

建設中でありました、定住促進住宅3棟が完成しましたことから、公の施設としての設置管理に関する条例を制定しようとするものでございます。

第1条が設置に関する規定でございます。この条例は、若者の定住や町外からの移住を促進し地域を支える人材の育成と確保に資するため、葛巻町定住促進住宅を設置しよ



うとするものでございます。

名称でございますが、大城定住促進住宅でございます。

場所につきましては、森林組合隣の元看護宿舎のところでございます。

建築年度が平成25年度。

構造等は木造平屋建てとなっております。

戸数は3戸でございます。

第2条が、入居者の資格の関係でございます。

定住促進住宅に入居しようとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならないとするものでございます。

一つ目が、町内に定住する意志があることでございます。

二つ目が、40歳未満の者で構成する世帯であること。

三つ目が、現に同居し、又は同居しようとする親族があることということでございまして、単身世帯は入居できないということでございます。

それから、四つ目が、市区町村税等を滞納していない者であること。

五つ目が、暴力団員でないこと。

この五つでございます。

また、2項といたしまして、前項の規定にかかわらず、町の活性化のために町長が適当と認めた者については、この限りではないということで、上の資格等に若干当てはまらないケース等でも、全体的に見て条例の目的に資するという場合には認めることもできるという規定でございます。

それから、第3条が入居許可期間でございます。

定住促進住宅の入居許可期間につきましては、入居の日から起算して3年とするものでございまして、2年間は延長を許可することができるというものでございまして、合わせて5年間の入居期間となるものでございます。

第4条が、家賃の関係でございます。

次のページをお願いいたします。

定住促進住宅という考えの中から、通常家賃につきましては月額30,000円、子どもが1人いる場合には20,000円、2人以上子どもを扶養する場合には、月額10,000円としようとするものでございます。

これにつきましては、県内市町村の他の事例、あるいは町内の民間アパートの家賃等から判断いたしまして、設定したものでございます。

第5条が準用規定でございます。

この条例に定める以外のものにつきましては、町営住宅条例の規定を準用して管理をしようとするものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第9号でございます。

財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

契約の目的でございますが、葛巻町消防団第5分団配属消防ポンプ自動車の更新でござ

ございます。

取得する財産でございますが、消防ポンプ自動車、CD-I型4輪駆動車、1台。  
契約金額が、19,110,000円でございます。

契約の相手方でございますが、紫波郡矢巾町の互光商事株式会社でございます。  
納入期限が、平成26年2月28日でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第10号でございます。

財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

契約の目的でございますが、葛巻町消防団第7分団配属小型動力消防ポンプ付積載車の更新でございます。

取得する財産でございますが、小型動力消防ポンプ付積載車、4輪駆動車、小型動力消防ポンプB3級、1台でございます。

契約金額が8,914,500円でございます。

契約の相手方でございますが、紫波郡矢巾町の互光商事株式会社でございます。

納入期限でございますが、平成26年2月28日でございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

#### 議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてから、議案第10号、財産の取得に関し議決を求めることについてまでの10議案については、輝くふるさと常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第10号までの10議案の審査については、輝くふるさと常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、議案第1号から議案第10号までの10議案について、今会期中に審査を終え、6月18日の最終本会議で委員長の報告を求めることとしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第10号までの10議案については、6月18日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

ここで、11時5分まで休憩します。

( 休憩時刻 10時55分 )

( 再開時刻 11時05分 )

### 議長 ( 中崎和久君 )

休憩中のところ、再開をします。

日程第16、一般質問を行います。

今回の定例会には、2名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

最初に、1番、柴田勇雄君。

### 1番 ( 柴田勇雄君 )

私から、次の2項目について質問をいたします。

最初に、岩手国体に向けた町の取り組み姿勢について伺います。

岩手県で開催されます2巡目の国民体育大会が、3年後の平成28年に実施される予定となっております。一時、県段階で、東日本大震災の影響から開催が危ぶまれた時期もありましたが、その後、復興のシンボルとなる国体実現に向け、県民総意のもと、県当局をはじめ県の各競技団体がすでに鋭意動き始めていることを、県民の一人として大変頼もしく、心強く思っております。

当町での国体競技開催種目は、正式競技の軟式野球競技と、デモンストレーションのネオホッケーの2種目と聞き及んでおりますが、もちろん当町での国体開催は初めてであり、オール葛巻で、町民挙げて、国体という全国規模の大事業に取り組むことができる、またとない絶好のチャンスでもあると考えます。

この国体を成功裏に導くためには、町の周到な事前準備と町民総参加の機運醸成や、葛巻の魅力全国発信の創意工夫などが不可欠と思われませんが、現段階での町の取り組みは、残念ながら我々町民には何も伝わってきておりません。

一方、国体競技運営と競技施設整備についても、開催地の市町村が主体的に責任をもって対応すべきものと考えますが、明確な方向付けも示されていない実態となっております。県内国体開催市町村では、すでに国体開催準備委員会等を立ち上げ、7月下旬に日体協の正式決定を受け、準備委員会から実行委員会への本格移行を考えているようであります。当町で国体を開催するに当たり、この先のプログラムが、現段階では全く見えませんので、まず最初に、次の点についてお尋ねをいたします。

その一として、当町での開催種目は、正式競技としての軟式野球競技と、デモンストレーションのネオホッケーを開催する予定でよろしいでしょうか。

また、この競技日程、競技会場はどのように組み込まれる予定でいるでしょうか。

その二として、町の国体開催情報は町民の方々にまだ伝わっていないと思われませんが、町民総参加の国体開催機運の醸成、盛上げ策と、特に本町を訪れる選手、大会関係者、観客の方々に對して好印象を持っていただく、温かい対応や地域ガイドを行うなど、心からお客様を歓迎するおもてなしの意識を育てる取り組みが必要と考えます。

また、町民の方々には、花いっぱい運動や美化運動、学校、地域単位で応援団を編成するなどの工夫が考えられますが、その対応策等について伺います。

その三として、運動公園の開設が平成5年ですから、20年を経過し、老朽化が著しく進み、特に野球場の改修が必要と思われま

す。現に、今年4月下旬に行われました知事旗争奪社会人野球大会で、このような出来事がありました。開始式と試合中に放送設備の不良がありました。ナイター設備の電球切れが多数見受けられました。スコアボード時計表示の異常とボールカウント表示の旧式、それから、雨天時におけるグラウンド状態の水はけ不良と応急土の不足、グラウンド土ならし用具、いわゆるトンボと言われているものですが、これらの不足などが発生し、大会運営に支障をきたしております。また、球場全体の色あせが進み、特にバックスクリーン、ナイター設備支柱ポールの塗装は早急に対応すべきものと考えます。他球場と比べ、国体を迎える球場としては、あまりにもお寒い管理状況と言わざるを得ない現状となっております。また、子どもの遊び場をはじめ、樹木の植栽などによる周辺環境整備にも、もっと意を注ぐべきと考えますが、どのような認識をお持ちでしょうか。お答えいただきたいと思

います。その四として、本番の国体があと3年後に迫っておりますが、競技運営に万全を期するためには、リハーサル大会やプレ大会を開催する必要があると考えます。どのような大会を企画して本番に備えるつもりでしょうか。

その五として、国体を一過性のイベントに終わらせることなく、町民が国体開催への取り組みを通じて、本町のスポーツ振興を担う人材を育成するとともに、国体開催で得た経験を活かした全国規模の各種大会の招致や開催が図られるよう、スポーツによる地域活性化、元気おこしに結びつけることが肝要と思われま

す。次に、ラジオ難聴地域解消策の進捗状況について伺います。

当町のラジオAM放送の難聴問題につきましては、テレビが完全デジタル化に移行した今でも依然として解消されていない町政の大きな課題と捉えております。

このラジオ難聴地域解消策につきましては、21年12月定例会で私が一般質問で質問していることは、町当局でもご承知のことと思われま

す。また、これまで何回か議会でこの問題が取り上げられておりますが、一向に改善の兆しが見えない状況にあることから、再度質問するものでございます。言うまでもなく、ラジオ放送は、テレビ放映にはない価値、また、ひと味違った良さがあり、仕事や運転をしながら気軽に聴ける利点、災害時最新情報の収集や各種スポーツ、歌謡番組等々、幅広く楽しめるとともに、個々人の教養や学習を高めるなど、我々の生活文化向上に欠かすことができない重要公共施策と考えま

特に、町内外の方々からの多い苦情に、AM放送カーラジオをそれまで心地よく聴いてきたものが、町中心部に入った途端に難聴状態に陥り、音声が聞こえなくなる実態と指摘されております。併せて、室内のAMラジオ放送も雑音が多い実態となっております。それに比べ、中継局のあるFM放送は雑音もなく快適に聴ける状況で、町民の方々にはFM放送と同じように一日も早い快適な放送が聴ける日を待ち望んでおります。

古くて新しい課題でもある、このラジオ難聴解消対策については、国、県、町、NHK、民放局とも、テレビ難視聴対策と比べ、完全に立ち後れ施策と言っても過言ではありません。このような状況の中、当町のラジオ難聴地域の解消に向けた取り組みはどのようなになっているのか、次の点について伺います。

一つ目に、前回の質問で、当町の屋外ラジオ難聴地域の実態把握に努めるという答弁をいただいておりますので、町内の屋外難聴地域の実態はどのようなになっているでしょうか。

また、各家庭内の難聴対策は、情報通信基盤整備をした光ファイバー網を利用し、解消対応をしたいとの答弁でしたが、利用実態状況をお聞かせいただきたいと思っております。

二つ目に、これまでに町当局がラジオ難聴解消に向けた施策を放送事業者等に働きかけをし、協議を進めるとしてはありますが、その解消策経過について具体的な内容をお聞かせいただきたいと思っております。

三つ目に、当町のラジオ難聴、特に屋外のAM放送難聴解消の実現の可能性と、今後の難聴解消に向けた町の取り組み対応をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問としますが、分かりやすい答弁を求めます。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの、柴田議員の質問にお答えをいたします。

1件目の、岩手国体に向けた町の取り組み姿勢について、お答えをいたします。

第71回国民体育大会が平成28年度に岩手県において開催されますことは、現在、開催内定という形ではありますが、来る7月24日に開催されます、公益財団法人日本体育協会理事会において、正式決定する見込みであるというふうに伺っております。そのことを受けまして、県実行委員会の立ち上げなど、その取り組みが本格化するものと認識をいたしておるところであります。本県における国体開催は、大震災等からの復興シンボルとして岩手県民の総意と底力が結集をされ、未来へ展望が開ける活力ある大会になりますことを強く願っておるところであります。

1点目の、本町で実施する種目と開催日程等につきましては、正式競技37競技のうち、成年男子軟式野球競技が久慈市、洋野町、野田村、軽米町、九戸村、普代村、岩泉町及び本町の8市町村において合同開催をされ、また、デモンストレーションスポーツ17競技のうち、ネオホッケーが本町で開催されることとなっております。

開催日程につきましては、最終的には今年度中に日本体育協会が決定をいたしますが、

現段階では、平成28年9月24日から10月4日までの第1案と、10月1日から10月11日までの第2案で調整をされているところであります。この場合、本町では、9月25日日曜日若しくは10月2日日曜日に軟式野球競技の1回戦2試合が総合運動公園野球場で行われることとなります。これは、これまでの国体開催における軟式野球競技が32チームほどで争われていることを想定しての日程調整となっているものであります。

ネオホッケーにつきましては、例年11月に本町の社会体育館で開催しております岩手県ネオホッケー交流大会を拡充しての開催になろうかというように思っておるところであります。

2点目の、町民に対する国体開催機運の盛上げ策につきましては、今後、岩手国体の正式開催決定後に、のぼりや横断幕の掲揚をはじめ、広報等での紹介を通じて広く町民に周知を図ってまいります。

国体の開催は、全国の一流選手が集い、技術や精神力を競うハイレベルの試合を間近に見学できる機会でもあり、そうした関係者に対する歓迎、歓待のムードをしっかりとつくっていききたいというように考えておるところであります。

3点目の、老朽化著しい野球場施設の改修と周辺整備についてのご質問でございますが、軟式野球競技の会場施設となります総合運動公園野球場は、平成5年に開設をし、築、約20年が経過をいたしましたところであります。

この間、平成19年度にはグラウンドの排水機能の改善、スコアボードの改良、スタンドとダッグアウト等の模様替え等を行いました。また、平成23年度にはトイレ改修と、相当の費用を投入して計画的に改善を図ってきたところであります。また、国体開催に係る会場地として内定される際に、中央競技団体正規視察によるご指摘に対しましても、計画的な改善を図っているところであります。同様に、周辺環境整備につきましても町体育協会に管理を委託しながら、快適な環境整備に努めてまいりました。競技者さらには見学者や応援者にとりましても、支障のない施設として利用いただけるように、今後とも、しっかりと整備に努めてまいりたいと、そのように考えておるものであります。

4点目の、国体に向けたリハーサル大会の開催についてであります。現在、軟式野球競技の開催地8市町村の幹事役の久慈市を窓口にいたしまして、第67回岩手県民体育大会の軟式野球競技をはじめ、いくつかの県大会レベルの野球競技を誘致すべく、関係団体への要請や協議に努力をいたしておるところであります。国体開催への関心、機運を高めるためにもリハーサル大会を開催し、運営に当たっては万全な体制で臨めるよう、今後、努力をしてまいりたいというように考えておるものであります。

5点目の、国体開催を契機とした町のスポーツ振興方策について、お答えをいたします。

岩手国体の開催は、町内の各種競技団体にとりましても、大きな刺激になるものと思っております。改めて、町内のスポーツ競技施設の検証を行い、必要な整備を計画的に進めてまいりたいというように考えておりますし、同時に、スポーツ少年団の活動をしっかりと支え、幼少年期から好きなスポーツに打ち込める環境整備に努め、スポーツに親しむ人の底辺拡大を図っていきこうと、そのように考えておるところであります。

本町が国体の開催地に指定されていることなどを広く周知することで、スポーツに対

する関心や意欲も高まるものと期待をいたしておりますので、今後、関係者と連携を密にして取り組み、強化に努めてまいります。ご理解とご支援をよろしくお願いをいたします。

2点目の、ラジオ難聴地域解消策の進捗状況について、お答えをいたします。

1点目の、町内ラジオ難聴地域の実態についてでございますが、当町におけるラジオ難聴は、屋外の場合、町中心部のほか西部地区、北部地区などで雑音が入ったり、一部では、ほぼ聞き取れなかったりといった状態となっております。

一方で、宅内におきましては、平成22年度の情報通信基盤施設の整備で、ラジオ難聴対策としてケーブルテレビ網を活用したラジオ放送の再送信を行っており、情報通信基盤施設に加入済の家屋等であれば、有線によりラジオ放送を聞くことができる状態となっております。

2点目の、ラジオ難聴に対して、これまで町が進めてきた解消対策の経過について、お答えいたします。

これまで、私も自ら、国や県、あるいはラジオ放送事業者を訪問いたしまして、要望を行ってきたところであります。

中継施設の整備には、1カ所当たり150,000,000円から300,000,000円程度の費用が見込まれること。町内全域の解消となりますと、複数の施設が必要となりますこと。施設整備に際して放送事業者の費用負担が生じてくること。放送事業者において、地上デジタル放送設備の整備が優先されたこと。あるいは、以前に補助事業があったわけですが、現在は、それが廃止をされておりますことなど、これらの理由から中継施設の整備は実施できなかったところであります。

平成23年の東日本大震災以降、災害時におけるラジオ放送の有用性が注目され、屋外における受信環境の改善を早急に進める必要性を実感したことから、当時の復興大臣に対しまして、震災復興事業の一環としてラジオ難聴の解消を改めて強く要望いたしました経緯がございます。そうしましたら、直ちにNHKから受信状況等の調査を実施したい旨の連絡がございました。

町とNHK盛岡放送局が共同で、昨年10月下旬から11月上旬にかけ、町内におけるラジオ難聴地域の実態を、技術的な観点と実際の聴こえの両面から把握するため、町内29地点で受信状況の調査を行ったところであります。

その結果であります。AMラジオ、FMラジオともに電波の強さを示す電界強度の測定では、概ね全域で基準値を超える数値を示しており、技術的な観点からは受信可能であることが分かりました。

しかし、一方で、実際にラジオ機器を通しての聴こえについては、町中心部のほか調査地点の半数以上で、電気雑音、混信、あるいは受信レベル変動などの現象がみられ、IBCラジオに関しては、調査地点のほとんどで混信が原因とみられる難聴状態にありました。

この調査で判明したラジオ難聴の原因となっている混信、受信レベル変動は、電離層、気象条件のほか、周波数の割当てや中継施設からの電波出力の強さが起因をしており、抜本的な解消は難しい状況にあるものであります。

また、電気雑音につきましては、主に大型家電製品のインバーターやモーターなどが原因となる場合が多く、その対策として電気雑音を遮断する器具などを取り付けることで改善が図られるようではありますが、町中心部など広い範囲で発生する電気雑音の場合、あるいはまた、電力会社の電柱の上にあります変圧器などが起因している、そういった可能性もありまして、その特定と改善には電力会社及び地域全体の協力が必要となり、相当の時間と費用を要することになるようでもあります。

3点目の、今後のラジオ難聴解消策の対応について、お答えをいたします。

現在、ラジオ放送事業者は、ラジオ難聴対策としてスマートフォンでラジオ放送が聴ける環境をつくり、普及を図っている状況にありますこと、あるいはまた、テレビ放送の地上デジタル化によりまして、空いた帯域を活用したラジオ放送のデジタル化や、AMラジオのFM移行などの検討が行われているところであります。こういった検討が進まなければ、中継施設の整備が行われない状態となっております。

このように、ラジオ難聴解消への取り組みは難しい状況にあるわけですが、国、県、ラジオ放送事業者への要望、協議を進めながら、引き続き解消に向けて取り組んでまいります。なお、ケーブルテレビで再送信しておりますラジオ放送の受信、品質改善につきましては、NHK盛岡放送局の技術協力を得ながら、引き続き取り組んでいるところでありますので、ご理解を賜りたいというように思います。よろしくどうぞお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

1回目の答弁をいただきまして、まず、国体の方の関係ですが、町長の先ほどの答弁の中身では、正式決定した暁に本格的に動き出すというような、基本的にそのように感じられましたが、そのような認識でよろしいでしょうか。

また、実際に国体を進める上では、すでに準備委員会などを立ち上げているところもあるわけですが、当町の場合は、まだ、それすらもなっていないわけです。いきなり、こういったような実行委員会を作って、組織を作った上で町民共に、それからまた、競技団体、そういったことと連携を図っていくつもりなのか、その辺のところも全く見えておりませんし、また、競技団体との話し合い等も皆無と言っていいような感じに受け取っております。こういったような部分を、どのような方向で考えているのか、まず、その点からお尋ねをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えをいたします。



正式決定をしてからというようなお話の点につきましては、これまでも県が作成をしましたのぼりを掲揚したり、総合運動公園の会場に看板を設置したりと、それなりの取り組みはしておりますが、やはり正式決定というものを待って、さらに、その取り組みを加速するというように考えております。

それから、準備委員会についてのご質問ですが、合同開催ということから、久慈市を中心とした8市町村が連携をした準備委員会を作っておりましたので、そういった8市町村との取り組みを連携して行ってきたというように考えております。

また、競技団体との協議というご指摘につきましては、19年度、20年度から8市町村の会議を開催してきたわけですが、その会議には、必ず競技団体等も一緒に参加をしながら、その都度、連絡調整を図ってまいりました。開催の決定は、ほぼ内定決定というようなこと等がありまして、ここ1、2年、競技団体との細かな打合せはしてこなかったという指摘はそのとおりかもしれません。正式決定を受けながら、野球に関係する競技団体、あるいは関係者とさらに連携を図っていきたいというように考えております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

いずれ、私は話し合い不足のような感じがしておりますので、これからでも決して遅くはないわけですから、そういったような町民の方々との連携づくり、こういったようなものが、私は大変重要だと思っておりますし、また、成功に結びつくものだと、このように認識しております。これまでのものを話しても致し方ありませんので、その辺を十分考慮しながら進めていかなければならないと、このように思っております。

それで、先ほどもご指摘を申し上げていたように、今のままの施設、何回か修繕の跡は見られますけども、やはり老朽化がものすごく進行しております。ですから、この辺のあたりを、もう少し中身を点検していただいて、そして、どこがどうなのか、これからの大会はすべて、そういったようなものに通じるものが出てくると思います。

そういったようなことで、教育長も教育次長も、先の社会人野球大会には出席しておりますので、ああいったような悪天候も想定されます。そういったような部分で、非常に、あの管理状況では、国体等の開催地としては、やはり相応しくないと、私はそう言わざるを得ません。こういったような部分について、もう少し吟味をしていただいて、町の体育協会の方に指定管理者としての委託をしなければ、私は、受ける方でも管理ができないような感じを持っております。まず、その野球場の、4月下旬に行われました大会を見て、どのような認識を持っておられたのか、その感想をお聞きしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

教育長。

## 教育長（中田直雅君）

私も、4月の下旬に行われました知事旗争奪の野球大会の方には出席をさせていただきまして、その様子等も直に見ております。

柴田議員ご指摘がございましたように、例えば、放送設備の不具合の部分であるとか、あるいは用具等の不足、あるいはスコアボードのボール、アウト、ストライクのカウントの部分の部分が逆になっているというようなことなど、細かな部分での不十分な点は確かにあったということは、私自身も率直に感じてきております。

したがって、先ほど申しましたように、そういった部分も含めて計画的に改善を図り、あるいは管理についても十分に、これからも様々な野球の大会等も球場で行われると思いますので、その都度しっかり点検をし、そして、必要な改善、改修、そういったものに対しては計画的に、皆さんのご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

## 議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

## 1番（柴田勇雄君）

実際に、今の答弁のような形になれば、ものすごく理想的なわけですから、そのような形で、教育委員会主導、あるいは町でもよろしいでしょうから、そういったような部分については、素晴らしい国体の開催に向けた施設づくりを、しっかりと対応をしてもらいたいということでございます。

それからまた、いろいろと町が担う業務とか経費負担があらうかと思えます。こういったような国体会場が担う業務、経費負担はどのような形になってくるのでしょうか。

## 議長（中崎和久君）

教育次長。

## 教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えをいたします。

当日の経費につきましては、仮に1日開催をする、2試合を行うと、先ほど答弁いたしました中、そういった中で、5,000,000円ほど経費がかかるのかなというように思っております。国体ですから、当然、国の補助金等も交付されるでしょうが、まだ、その辺は国の補助金、あるいは県がどれくらいを負担してくれるのかというようなことの数値が示されておりませんが、町としては相応の負担をしなければならないというように考えております。

それから、開催までに向けての広報等であったり、そういったものの負担も相当出てくるというように思っておりますが、それらも当然町の負担になると、そのように認識をしております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

国体は競技ですから、いろいろな競技役員の関係もあるわけですが、地元で開催するわけですから、私はできる限り競技役員等についても、それからまた、国体が終わったあとも生涯スポーツの振興というような観点からいきますと、地元の競技役員の方々の登用も極めて大事ではないかと、人材の育成の部分も入ってくると思っておりますけれども、こういったような部分については、どのような考えを持っておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えをいたします。

開催には40人ほどのスタッフが必要かというようには思っておりますが、中央から派遣される役員の方々、さらには当日の運営に関わる審判員、補助員、たくさんの方々からご協力をいただくというようになります。特に審判、あるいは補助員、アナウンス、そういった方々につきましては、これは当然、町民の資質向上等にもつながるものでございますから、可能な限り町民の方々をお願いしながら、資格のある方々をお願いし、そのことを久慈市、あるいは県教委、そして、競技団体等にご説明をしながら、お願いをしてまいりたいと、そのように考えております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

町民運動の関係ですが、この国体への参加意識の高揚を図ったり、先ほども申し上げたように、おもてなしの心での歓迎とか、あるいは復興、葛巻は直接の被害はないわけではございますが、岩手県全体として、来町された方々へ復興支援への感謝の意を尽くさなければならないだろうと私は思っておりますけれども、そういったような部分の町民運動への計画、あるいは葛巻らしさをPRするための何か、屋外の広告塔とか、あるいは歓迎塔とかアーチとか、あるいは参加賞とか記念品等の部分についても、やはり考えていけばよろしいのではないかと。

それからまた、葛巻で試合をするチームに対しての、一つだけのチームではなくて、両方のチームに応援態勢を組むとか、そういったような部分が、町民の盛上げる部分だと思いますし、企業とか、団体とか、小中学校の児童、生徒へのそういった働きかけ、そういったような細かい部分も配慮するようなものが必要ではないかと思っております。

すが、そういったような部分も視野に入っているのか、お伺いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

答弁をいたします。

私たちといたしましても、国体開催に向けての町民の気運を盛上げていくために、これから3カ年の大会開催までの期間がございますので、その間に、例えば実行委員会、準備委員会等、そういう組織を活用し、あるいはまた、体育協会、野球協会のご支援、ご協力をいただきながら、おもてなしの心といいますか、国体に参加してくださる選手、あるいは関係者の方々を歓迎し、そして、気持ちよく試合をし、やはり葛巻に対して、あそこで野球の競技をやってよかったというような良い印象、感想を持っていただけるような形を、これから考えていかななくてはならないと思っております。

ですから、例えば、野球競技に関係のあるスポーツ少年団や、あるいは中学校、高校の野球部、町内の野球チームの方々からもご協力をいただきながら、大会運営に協力をしていただいて、町を挙げての歓迎ムードをつくってまいりたいと思っておりますし、また、1日2試合、4チームでの戦いということにはなるわけですが、どのチームに対しても私たちが応援をし、そして、力になってあげられるような、そういう雰囲気づくり、アーチにしても、看板にしても、そうかもしれません。あるいは、うちわや、そういう小道具を使って応援をする、そういったこともいいのではないかと考えております。

また、葛巻の特産品である乳製品やワイン、そういったものも十分に活用しながら、いらした方々をおもてなしするというようなことを、これから具体的に実行委員等で考えていきたい、そして、それを実現させていきたいと、このように考えておりますが、いかがでございましょうか。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

基本的には、そのような考えで、ぜひ実現していただきたいと思っております。

また、葛巻には社会資源として、この議会も今放映になっていると思っておりますが、くずまきテレビということもあります。こういったような社会資源を最大限に活用した、国体に活用できるような事前のPR、そしてまた、記録映像等の制作も、こういったような中で、ぜひ実現を図るような工夫も必要ではないかと、このように思っております。

やはり、かなり多方面にわたっての総合力が問われる国体競技ではないかと、私はそのように思っております。教育委員会が中心となって進めるわけがございしますが、そういったような細かい部分までしっかりと事前の把握をしながら、国体成功へ向けた

施策をぜひ確立してもらいたい。7月ですので、来月のあとの経過をよく観察をさせていただき、皆さん方と共に行動も取りたい覚悟でございますから、そういったような成功裏に向けた対応をひとつ頑張りたいと思います。

次に、ラジオ難聴につきまして、町長から、大変努力をしたというようなことで、しかも、努力はしたけれども、どうにも現在のところではなっていないというのが現実のようでございます。その必要性は、たぶん町長も私も同じだと思いますが、特に車に乗ってカーラジオを聴いてきた方々が、町内に入った途端に全く聞こえない状態は、いろいろ要因があるようでございますけれども、なんとか、これを実現に向けた方策、それ以外にないと思います。調査も前ははまだやっていないというようなことでしたけれども、今回は29カ所の実態調査もやって、電波の基準値はクリアしているけれども、はっきりしないこともあるというようなことなのですが、この部分で、何か町としての良い対応策がないでしょうか。もう一度お聞かせいただければ、ありがたいです。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げたいと思います。

ラジオの受信状況の調査をNHKと共同で実施をさせていただきました。

そういう中で、NHKにつきましては、法律によりまして、全国民あまねく受信できる状況にしなければいけないというような、その義務がNHKには課せられております。また、民放については、そういう努力義務はありますが、飽くまで経営の上に立って、そういう部分を努力なさいたいというようなことになっておりまして、民法とNHKでは立場が異なっている状況があります。

そういう中で、先ほどの町長の答弁は、IBCも含めた全体としての答弁をさせていただきましたが、受信状況調査については、NHKの第1放送、第2放送、それから、FMについての基本的な調査になっております。それに併せてお願いをしまして、民法の部分についても調査をしていただいております。

その結果、NHKの部分につきましては、町中心部などで一部はありますが、概ね5段階レベルの3から4ということで、NHKについては受信可能。

AM放送は、夜になるといろいろ状況が変わる部分があるわけですが、夜についても基本的には、盛岡が聞こえない場合でも東京が入る、あるいは秋田が入るというようなことで、29地点でほぼカバーできているというような状況があります。

一方、IBCについては、出力の問題等もあろうかと思いますが、NHKよりは落ちるということがありますので、そのことによって様々な妨害を受けやすいというのがひとつありますし、夜は、電波がはね返ってこないで外に出て行ってしまうということで、夜になると、ほとんど入らない状況があるわけですが、それは、もうひとつ原因がありまして、東京のNHK第1放送の周波数とIBCの周波数が一緒だということで、夜になると、電波は来ている部分もあるわけですが、NHKの東京の電波の方が強すぎて、

そっちに負けて、そっちの方が入ると、ちょうど、その周波数が一緒ということで、この問題をクリアする部分がなかなか難しいということ。

もうひとつは、町内で入りが悪くなるという部分は、商店街のいろいろな電気機器が妨害しているとか、あるいは送電線が影響している場合等いろいろ考えられますが、その原因を特定しないと対策が打てないと、特定するためには電気を全部止めて、ひとつずつスイッチを入れて、どれが影響しているかというのを地道に調査して原因を突き止めないと、そういう対策ができないということで、中心部でないところだと、そういうことが比較的やりやすいわけですが、中心部はなかなか、そういう部分をやるのが、かなり大がかりになるというようなことも聞いております。

そういった中で、どういう対策ができるかという部分で、ひとつには、当面は、今テレビで流しております受信感度を上げるという、そちらもプラトーのところで受信しておりますので、昼はいいのですが、受信状況に応じて、夜は聴きづらくなるというような部分がありますので、今そういった部分を改善するために、技術的な部分で、いろいろ場所を動かしたりなどの調査をしまして、最終的には受信点ではなく、プラトーから役場に来るまでの部分で何かノイズが入っているというようなことで、今、さらに、その辺を調べていただくというようなこともしております。

もうひとつは、その受信点をプラトーではなくて、もっと良い、例えば、折爪の近くにアンテナを建てて、そこから電話回線で送るというような対策もあるということですが、そちらの方には、かなり費用もかかる部分もありますので、併せて、そちらの方も検討しているところですが、民放の場合については、会社のいろいろな経営状況とか、そういった部分。

それから、もうひとつには、これまでは地デジ対策があるので、どうしても、そっちの方は難しいという部分。

それから、民放は、全国的に共同でスマートフォンで聴けるようにして、難視聴を解消するという、比較的経費のかからない方法での対策をして、全国的に実施されておりました、スマートフォンでは今どこでも聴けるというような状況になっておりました、当町も、携帯電話のエリアが、世帯ベースでは99パーセントということになっておりましたので、そういう部分では、定額制の場合には、その範囲の中で24時間、FM放送と同じような形でIBCも受信できるということになっておりました、IBCとしては、それがひとつの大きな対策だという認識もされております。

もうひとつは、地デジ化の関係で、総務省では3年前に民放はすべてデジタル化にするという方針を打ち出しておりました、それについて、民放の団体99社で3年間検討してきましたが、つい3月に、全体として民放ラジオの地デジ化はしないという結論が出ておりました、あとは個別の放送事業者が対応するかしないかという話と、もうひとつはFMに移行したいと、FMの方が維持費がかからない上に、受信感度も良くできるということで、今、実際に東京のキー局ですとか、いくつかがFMへの移行を検討しておりました、そういう部分もありますので、そういったものの結論が出ていかないと、なかなか中継基地とか、そういう話の方にいきづらいという状況になっておりました、今、そういった検討がなされている最中ですので、そちらの方の動向も含めながら、引

き続き協議等も進めていきたいというように考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

技術的には、いろいろ難しいこともあるようですが、でも、それをクリアしなければ、町民の方々がラジオを聴くことができないということになりますので、葛巻の実態に合った形でのラジオが聴けるような施策を、ぜひ、今後とも継続するような要望等も行っていたら、一日も早くラジオが聴けるようなことを求めたいと思いますが、町長、さらにこういったような部分については、町長が先頭に立ってラジオの難聴対策については頑張っていくのですか。最後に、その決意をお聞かせください。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

このラジオの難聴対策については、かねがね残念だというように思っておるところであります。

かつては、葛巻のみならず岩手県の沿岸の市町村におきましても、そういった葛巻と同じような地域があったわけでありまして、そういった地域は、国、県の補助事業があった時期に解消されておるものであります。平成7年から平成10年の時期にそういった補助事業があったわけでありまして、その時期に、何でその事業に我が町は乗らなかったのかと、今、そこが残念に思うわけであります。

しかしながら、過去のことをとやかく申し上げてもしょうがないものであります。今後、できるだけ早く、町の中心部もしっかりと難聴が解消されるような、そういったことに全力で取り組んでまいりたいと、そのように思っておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

今、町長の決意をはっきり聞きましたから、ぜひ、そういったような、葛巻が情報の町ということにもなるわけですから、一生懸命頑張ってください、早い実現をよろしく願いをいたしたいと思います。以上で、終わります。

議長（中崎和久君）

ここで、午後1時まで休憩します。

( 休憩時刻 | 2時00分 )

( 再開時刻 | 3時00分 )

### 議長 ( 中崎和久君 )

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続けます。

5番、山岸はる美さん。

### 5番 ( 山岸はる美さん )

それでは、通告している2件について、町当局の考えをお伺いいたします。

就学前教育の充実について、お尋ねします。

老朽化が著しい施設改修の考えについて、お伺いします。

五日市保育園は昭和44年建築、築後44年経過しており、町内4施設の中で最も古い保育所であり、現在17人ほどの園児が就学前教育を受けています。幼児たちの遊ぶ光景は、過疎化と高齢社会の中で周囲に微笑ましかったり、活力を与えてくれると言いますが、残念ながら、現在の場所は窪地であり、周囲からその様子を覗くことはできません。これまでも、町内4施設については、修繕等で対応されていますが、今後4施設を段階的に改修の考えはないのでしょうか。

次に、園児が集団生活に馴染むまでの人的配置の充実について伺います。

葛巻保育園は85人の園児に対して、9人の保育士、五日市保育園は17人の園児に対して、2人の保育士、江川保育園は22人の園児に対して、3人の保育士、小屋瀬保育園では11人の園児に対して、2人の保育士で就学前教育に当たっております。

保護者と離れて、初めての集団生活に入るため、泣いたり、ぐずるなど、年度初めは保育士の方々にとっても大変な時期と思います。人的配置は十分な対応と思われるのでしょうか。

次に、住宅整備の町の取り組みについて伺います。

定住促進のための住宅整備についてであります。人口減少による町の衰退に歯止めを掛けるため、定住促進に力を入れてきた成果が上がり、ここ数年、町出身者で関東方面から退職を契機にUターンされる方がおります。また、これまでもIターンで我が町に住み続けてくださっている方もおります。

この度、旧病院跡地に定住促進住宅3戸が完成したわけですが、受入態勢としては十分とお考えでしょうか。

次に、若者支援のための住宅整備について伺います。

新年度は、人の入れ替わりの時期であり、町外から酪農ヘルパーの職に就く方々の住宅探しで、私もどこか良い住宅で家賃が安いところはないかと尋ねられました。

建設課の管理する町営住宅は、公営住宅法で入居資格があることと、空きがない状態で、学校教育課が管理する教職員住宅は、教職員と一般の人で約5割ほどであります。管理する町有住宅は空きが1戸という状況で、空きがある住宅は建築年度もかなり経過しています。収入の少ない若い人たちに、また、単身者の方々にどのような支援ができ



るかと考え、入居しやすい、また、家賃の軽減が図られる若者支援のための住宅整備の考えをお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの、山岸議員の質問にお答えをいたします。

1件目の、就学前教育の充実についてのご質問に、お答えをいたします。

1点目の、老朽化が著しい施設改修の考えについてであります。現在、運営しております保育園施設では、最も古いものから順に、五日市保育園が昭和45年4月の開設でありまして築43年、それから、小屋瀬保育園が昭和47年4月の開設でありまして築41年、江川保育園が昭和52年4月の開設でありますので築36年、葛巻保育園は昭和57年に改築し築30年と、いずれも30年を経過しております。

中でも、築40年以上経過いたしました五日市保育園と小屋瀬保育園の老朽化は著しく、平成21年から平成22年度におきまして、外壁でありましたり、あるいは屋根に加えまして、床の補修などを行ったものでありますし、例年の小破修繕や暖房設備の充実も図りながら施設の延命化対策に努めてきたところであります。

保育園や学校施設をはじめ、地区コミュニティセンターなど公共施設の老朽化とその対策は喫緊の課題というように受け止めており、今後、計画的に進めていかなければならないものと認識をいたしておるところであります。

ご質問の五日市保育園につきましては、現在、入園児が17人であり、出生数等から当分の間はこの状況が継続するものと思われまますので、当該施設の継続と併せ、環境整備につきましては、今後とも鋭意努力をまいります。

具体的な建設計画につきましては、今後の総合計画において検討することとなりますが、出生数と入園児の状況を考慮し、現在の定員30人を見直し、施設規模をコンパクトにすることや、あるいは他の公共施設との多目的利用を含め、総合的に検討をしながら、近い将来、具体的な建設計画が示せるように前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の、園児が集団生活に馴染むまでの人的配置の充実についてであります。保育士等の人的配置につきましては、厚生労働省が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に沿った配置はもちろんのこと、保育や管理上必要な場合は、それを超える配置等にも努めてまいっておるところであります。

ご指摘の、園児が集団生活に馴染むまでの保育のあり方につきましては、設置者としての考慮はもちろんであります。保育園現場では、保育士等も常に個々の園児の発達段階や成長度合いを強く意識いたしまして、必要な対応を行っているところであります。

今年度におきましても、保育士補助員を配置して対応しておりますし、しっかりと目の行き届く保育、就学前教育に努めておるところでありますので、ご理解を賜りたいと

存じます。

2件目の、住宅整備の町の取り組みについて、お答えをいたします。

1点目の、定住促進のための住宅整備は十分なのかとのご質問であります。町の人口は昭和35年の15,964人をピークに、平成22年の国勢調査では、その半数以下であります7,304人にまで減少を続けており、高齢化率も38パーセントを超え、少子高齢化が急速に進行いたしておるものであります。

人口の減少と高齢化の進行は、集落の維持や町の行政運営にも大きな影響を与えますことから、定住人口の拡大を目的として、これまで各種定住対策事業を実施してまいりました。

平成20年度に創設をいたしました、定住促進事業実施要綱は当初三つのメニューでスタートをいたしております。土地提供者登録制度推進事業、もうひとつは土地取得助成事業、そして若者定住奨励事業であります。現在は、空き家バンク事業などを含めまして、七つのメニューとなっておりますし、このほかにも、新婚ライフサポート事業を実施いたしております。

この5年間で、特に若者定住奨励事業につきましては、11世帯の方々に定住奨励金を交付しております。これまでの定住対策は大変大きな効果があったというように認識をいたしておるところであります。

こうした状況の中、今年度におきまして町への定住者や地域活性化に資する人材の育成並びに確保をさらに進めるため、定住促進住宅3棟を森林組合の隣接地に整備いたしたところであります。

しかしながら、定住促進を図る観点から、今回整備した3棟では十分とは思っているものではございません。今後の住宅整備につきましては、地域振興を図る上で、町中心部のみならず町全体の活性化に寄与するような形で、計画的な整備について検討を進めてまいりたいというように考えております。

2点目の、若者支援のための住宅整備の考えはというご質問であります。先ほども申し上げました、新婚ライフサポート事業の中で、住宅貸与事業によりまして、現在、下町の旧医師住宅に3世帯の新婚夫婦の方々がお住まいになっております。低廉な家賃で若いご夫婦が生活できる、こういった住宅環境整備は、これまでも効果があったものであり、今後、ますます重要になってくると考えております。

町としては、今後さらに地場産業の活性化、後継者や起業家などの人材育成に努めるとともに、新たに雇用創出を図るため企業育成にも取り組んでまいりたいというように考えております。地域を支える若者に対する支援についても、定住促進住宅の整備等の対策と一体的に検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

ただいま町長から1点目の答弁をいただきましたが、少子化傾向は今後も続くかと思

われます。しかしながら、僅かであっても生まれてくる子どもたちのために、学校、あるいは、先ほど町長からコミュニティ施設等を計画的に鋭意努力してまいるといふ答弁をいただきましたが、複合的な施設との連動を図りながら、ぜひとも総合計画等に盛り込んでいただき、安全安心な施設改修を早急に対処していただきたいと思ひます。

また、人的配置の充実についてであります。国で定めた最低基準内の園児数に対する保育士の配置で運営は十分と捉えるのでしょうか。

今回、五日市保育園から緊急的に人材配置を望む声が出たことは、園児の側にとっては大事なことと思ひられます。幼児が社会に踏み出す一歩であり、人づくりの一歩を保育士の方々が支えてあげるわけで、集団生活にうまく馴染ませるか、大事な幼少期であることから、保育士も余裕をもった気持ちで対応ができるような、柔軟性をもった保育体制づくりの充実が望まれますが、その考えはいかがでしょうか。また、運営する側と現場とのギャップはないのでしょうか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

保育園における人的な配置につきましては、先ほど町長から児童福祉施設の設置及び運営に関する基準に基づいた配置は当然のことながら、場合によっては、それを超える配置にも努めてきたという答弁を申し上げました。そのとおり、現に子どもたちでは発達段階に大きな差があります。あるいは、発達障がい的な問題も抱えております。そういったことに適宜対応しながら、その基準を超える配置等は当然していかなければならないと考えております。

お医者さんからは、感染症の流行する時期には人的な配置をもっとしっかりとして対応すべきなど様々なご指摘を受けておりますので、そういったことは設置をする側の責任として、しっかり対応していかなければならないと、その園の入園児の状況等を考慮しながら、基準を超える人的な配置については、今後とも努めてまいりたいというように考えております。

それから、保育園現場と事務方とのコンセンサスといいますか、そういったギャップがないかというようなことですが、指摘されれば一番つらい部分でありますから、私どもも現場を出自しながら、そういった保育園の状況については常に把握をすべく心がけておりますし、月例の園長会議等も開催しておりますから、そういった連携はしっかりやっているというように私どもは考えてはおりますが、万が一そういった指摘があれば、今後さらに密な連携を図っていかねばならないと考えております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

現場の把握に努めているということではありますが、まだまだミルク、おむつを必要とする子どもたちが相手であります。やはり、親元を離れて集団生活の中に入るということは、今まで育ったことのない環境の中に身を置くわけでありまして、例えば、2人の保育士の方々が17名、11名、いろいろな人数の子どもたちに対応しなければならない、何よりも一番人の手がほしい状態だと思えます。それは、子どもたちが教育を受ける時間だけではなくて、朝からお昼寝の時間までであっても、例年どおりの配置であるから、それで十分というわけではありませんので、そういうところというのは、やはり、現場からも声を出しやすく、また、運営する側も新年度に向けては余裕をもった人材といえますか、すぐに対応できる人材の配置が大変望まれるところと思えます。

また、全町で135人以上の園児に対して、現在、正職員9人、臨時職員7人の保育士が就学前教育に当たっております。これまで、財政の健全化に向けて勧奨退職、職員の採用の抑制を進めてきました。保育士はここ数年で軒並み退職されております。新採用の方等の間があり、専門職であることから、折を見て採用も考えるべきだったのではと思えます。特に、新年度の人的配置に関しては、応急的対応が求められたとき、すぐ対応できる体制は、運営する側にも常に心配りが必要と思われれます。

また、臨時職員の方々も資格者で、本採用の方と同様の仕事量をこなしていると思われる、待遇に関しても意欲を持って園児たちの成長に尽力できる配慮を願うものでありますが、この点については、どのような対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えをいたします。

先ほど町長が、保育補助員を1名という答弁を申し上げました。現に、五日市保育園につきましては、5月から保育補助員という形で、資格はないのですが、小さいお子さんの日常のお世話をする方を配置しております。そういった部分では、現場の声に耳を傾けながら対応しているというように考えております。

それから、全体的な人数と保育士の数、それから、臨時保育士の数、あるいは町の採用計画につきましては、私自身が答える立場にはないかもしれませんが、ただ、今年度から保育士、特に就学前教育を意識するという部分につきまして、保育士あるいは幼稚園教諭の資格のある方々につきましては、昨年よりは、かなりの待遇改善も図りながら、より就学前教育というものを意識して保育に当たっていただくような努力はしていると考えております。どうぞご理解をいただきたいと思えます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

集団生活の一步をつまずくということは、例えば就学前教育、その次のステップは小学校、中学校、高校と、子どもたちはどんどん成長していくわけではありますが、保護者に代わって8時間幼児教育を見守り、保育するわけではありますが、やはり保育士の方々の心の余裕というのが、子どもたちの心理状態にも反映されるかと思っております。

どの保育園でもそうだと思いますが、小学校の入学式の際には、保育園の園長もお祝いに来ますから、見る子どもたちの割合に対して、数時間であれ1名欠けるという状態になります。やはり弾力性をもった人的配置には、今後も努めていただきたいと思っております。

次に、定住促進についてお伺いいたします。

我が町の誇れる一番は、全国に先駆けて光ファイバー網を全町に張り巡らせ、田舎に住んでいても、いち早く情報が入ってくることです。葛巻に興味を持ち、ホームページにアクセスする中で、住宅情報の充実が行ってみたい町に、また、住み続けたい町であるように、一層の整備が図られることを期待するものであります。

また、若者支援のための住宅整備についても促進が図られ、せっかく職業が決まったにしても、住宅がなかなか決まらないという状況が、本当にぎりぎりまで現実的に起きているようであります。そういう住宅については、今後とも計画的に整備をするという答弁をいただきました。整備に当たっては、例えば、各地域に集合住宅のような整備が図られ、人が住むことは、地域に活力がもたらされると思うことから、町の今後の政策に取り入れていただきたいと思っておりますが、その考えについてお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答え申し上げます。

午前中に、定住促進住宅条例のご提案も申し上げましたが、今回、整備いたしました定住住宅につきましては3棟で、しかも、世帯向けといいますか、2人以上での入居ということを経済にした、そういう造りにもなっております。

それ以外にも、若い方々、単身で葛巻においてになる方ですとか、仕事の関係でおいでになる方等もございまして、そういった方がなかなか、そういった際に住む場所が確保できないというような事情もございまして、そういった点も踏まえて、町中心部ということだけではなくて、全体的な配置の中で、そういった単身者も利用できるようなもの等も含めて、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

今日、条例が提案されましたが、やはり、定住促進の方も、せっかく単身者の方々が

葛巻に来てくださったにもかかわらず、なかなか住宅事情が、整備する側と住宅を探す方々との情報がうまくいかないといえますか、単身者用の、若者支援のための住宅整備は、やはり、喫緊の課題だと思っておりますので、この点については検討するではなく、これは、急いで取り組まなければならないことと思っておりますが、今一度答弁をお願いします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

そういった課題等がたくさんございますので、全体の中で、総合計画等の中で位置付けをしながら早急に整備をしまいたいという考えでございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

定住促進であれ、若者支援のための住宅整備であれ、過疎化に歯止めをかけるために町でいろいろな対策を講じて、成果も上がってきているところではありますが、やはり葛巻には、いろいろな地域、方面があります。例えば、葛巻に住宅を持って、隣接町村に仕事に行って、また葛巻の家に戻ってくるとか、そういう取り組みといえますか、そういう対応も必要だと思っております。

また、この地域というのは、どうなのでしょう。集合住宅がいいのか、一戸建ての住宅がいいのか、利用者のニーズというものがたくさんあると思っておりますが、この点について検討するということは、もし、青写真というのも持ち合わせているのであれば、その点について伺いたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

ご質問の、青写真というようなものは、まだございませんが、これまでに葛巻町に移住した方々、昨年は小屋瀬地区にお一方が初めて住宅を新築されて、お住みになられた方がおりました。それ以外にも、町内の空き家、あるいは町営の住宅等にお住まいになっている方々がありますが、比較的、皆さん田舎暮らしといえますか、町中心部ではなくて、江川の方ですとか、江川川の方ですとか、どちらかという外れの方を希望して住む方が多いというようなことになっておまして、そういった方々のニーズ、あるいは単身で仕事があっただけになる方々の住宅ニーズ、それぞれ違う部分もあると思っておりますので、そういったものを全体的に考慮しながら、こういった形の住宅を、どこに整備すればいいのかということは、ある程度、検討しなければならないと考えております。

ので、そういったものを踏まえながら、優先度をつけて整備をしまいたいと考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

住宅の促進については、なお一層の整備が図られることを期待申し上げまして、この質問については終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

（散会時刻 13時27分）